警戒標識

［略］

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［略］			
二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め	(307)	交通法第八条第一項の道路標識により、二輪の自動車及び一般原動機付自転車（交通法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）の通行を禁止すること。	二輪の自動車及び一般原動機付自転車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
［略］			
特定小型原動機付自転車・自転車通行止め	(309)	交通法第八条第一項の道路標識により、特定小型原動機付自転車（交通法第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。以下同じ。）及び自転車の通行を禁止すること。	特定小型原動機付自転車及び自転車の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
［略］			
特定小型原動機付自転車・自転車専用	(325の２)	自転車道であること。	自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点
		道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。	自転車専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項の道路標識により、特定小型原動機付自転車及び自転車（これらの車両で交通法第十七条第三項の規定により自転車道を通行してはならないものを除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の車両及び歩行者等の通行を禁止すること。	特定小型原動機付自転車及び自転車以外の車両及び歩行者等の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点

警戒標識

［同上］

規制標識

種類	番号	表示する意味	設置場所
［同上］			
二輪の自動車・原動機付自転車通行止め	(307)	交通法第八条第一項の道路標識により、二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止すること。	二輪の自動車及び原動機付自転車の通行を禁止する区域、道路の区間若しくは場所の前面又は区域、道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
［同上］			
自転車通行止め	(309)	交通法第八条第一項の道路標識により、自転車の通行を禁止すること。	自転車の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点における左側の路端
［同上］			
自転車専用	(325の２)	自転車道であること。	自転車道の前面又は自転車道内の必要な地点
		道路法第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路であること。	自転車専用道路の入口その他必要な場所の路端
		交通法第八条第一項の道路標識により、普通自転車（交通法第六十三条の三に規定するものをいう。以下同じ。）以外の車両及び歩行者等の通行を禁止すること。	普通自転車以外の車両及び歩行者等の通行を禁止する道路の区間若しくは場所の前面又は道路の区間若しくは場所内の必要な地点